

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 3 月 31 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600363号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600169号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成17年6月15日は11万8,000円、平成18年7月7日、平成19年7月4日及び平成20年7月4日は14万円に訂正することが必要である。

平成17年6月15日、平成18年7月7日、平成19年7月4日及び平成20年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年6月15日、平成18年7月7日、平成19年7月4日及び平成20年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年6月15日
② 平成18年7月
③ 平成19年7月
④ 平成20年7月

A社から、請求期間①から④までにおいて賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。しかし、請求期間①については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっており、請求期間②、③及び④については、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

請求期間の全てにおいて、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から④までに係る「賞与夏期分給料台帳」(写)により、請求者は、請求期間①から④までにおいて賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間②、③及び④の賞与支給日については、事業主の回答及び上記「賞与夏期分

給料台帳」(写)から、請求期間②は平成18年7月7日、請求期間③は平成19年7月4日、請求期間④は平成20年7月4日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「賞与夏期分給料台帳」(写)により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は11万8,000円、請求期間②、③及び④は14万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年6月15日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したが、平成18年7月7日、平成19年7月4日及び平成20年7月4日の請求者の当該賞与支払届は社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、請求期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600368 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600170 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を、平成 16 年 7 月 20 日、平成 17 年 6 月 15 日、平成 18 年 7 月 7 日及び平成 19 年 7 月 4 日は 28 万円、平成 20 年 7 月 4 日は 29 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 20 日、平成 17 年 6 月 15 日、平成 18 年 7 月 7 日、平成 19 年 7 月 4 日及び平成 20 年 7 月 4 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 7 月 20 日、平成 17 年 6 月 15 日、平成 18 年 7 月 7 日、平成 19 年 7 月 4 日及び平成 20 年 7 月 4 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 20 日
② 平成 17 年 6 月 15 日
③ 平成 18 年 7 月
④ 平成 19 年 7 月
⑤ 平成 20 年 7 月

A 社から、請求期間①から⑤までにおいて賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。しかし、請求期間①及び②については、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっており、請求期間③、④及び⑤については、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

請求期間の賞与明細書を提出するので、調査の上、請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から⑤までに係る賞与明細書 (写) 及び A 社から提出された請求者の請求期間②から⑤までに係る「賞与夏期分給料台帳」(写) により、請求者は、請

求期間①から⑤までにおいて賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間③、④及び⑤の賞与支給日については、事業主の回答及び上記「賞与夏期分給料台帳」(写)から、請求期間③は平成18年7月7日、請求期間④は平成19年7月4日、請求期間⑤は平成20年7月4日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、i) 上記の賞与明細書(写)により確認できる賞与額から、請求期間①は28万円、ii) 上記の「賞与夏期分給料台帳」(写)により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間②、③及び④は28万円、請求期間⑤は29万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月20日及び平成17年6月15日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したが、平成18年7月7日、平成19年7月4日及び平成20年7月4日の請求者の当該賞与支払届は社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、請求期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。